

アジア圏に向けた多言語ウェブメディアでの情報発信事業業務委託仕様書

1 事業名

アジア圏に向けた多言語ウェブメディアでの情報発信事業

2 趣旨

北陸3県は自然、歴史、伝統・文化、食の魅力など多彩な観光資源を有し、これまで北陸3県で連携して東南アジア市場をターゲットとした情報発信を行い、インバウンド誘客を積極的に推進してきた。

令和7年度において、更なる誘客を図るため、特に北陸3県への来訪の多いタイを中心に、アジア圏に向けた多言語での情報発信を行うことで、現地での北陸の認知度や関心を高め、より一層の誘客につなげていくものとする。

3 ターゲット市場

タイを中心としたアジア圏

4 事業内容

ターゲット市場の訪日外国人旅行者（特に FIT 旅行者）に対して影響力があり、効果的に北陸の魅力を訴求できるメディアに、季節ごとの北陸3県の旅の魅力を多言語で発信し、誘客促進を図る。

（1）実施内容

① 掲載媒体

ターゲット市場の訪日外国人旅行者に対して効果的にリーチ可能な有力メディア

※ただし、タイを中心としたアジア圏をターゲットとし、ターゲット市場において認知され、訪日外国人旅行者が旅マエ、旅ナカともによく閲覧するメディアであること。

② 掲載内容

季節ごと（夏、秋、冬）の北陸3県の魅力を掲載すること。

なお、季節ごとの記事のテーマは以下のとおりとする。ただし、別途適切なテーマがある場合には、その理由とともに提案すること。

夏：北陸で楽しむアドベンチャーツーリズム

秋：北陸の美しい自然（紅葉等）、秋の味覚

冬：北陸の冬の魅力（食、雪、温泉等）

③ 掲載言語：タイ語、繁体字、簡体字、英語は必須とする。

（その他発信可能な言語があれば提案に含めること）

④ 掲載本数：3本以上

（記事1本あたりの文字数（日本語換算）を提案に含めること）

⑤ 掲載期間・時期

令和7年夏以降に掲載し、1記事につき1年以上の掲載期間とすること。
(可能な限り半永久的に残る形とすることが望ましい。)

(2) 業務内容

① 記事制作等一切の業務

- ・記事は外国人目線で分かりやすく制作すること。
- ・臨場感のある記事制作のため、北陸3県での取材（取材先との調整を含む）を行うこと。
- ・秋と冬の記事は取材を必須とし、夏の記事については、情報発信までに取材を行うことが難しい場合、既存の素材（写真や観光地の情報）を活用し、記事制作することも可とする（この場合、素材の使用にあたって北陸3県又は各観光施設に対し必要な許諾を得ること）。
- ・ネイティブ及びネガティブチェックを行うこと。
- ・記事の原稿については、取材先の各施設及び北陸3県に確認を取り、了承を得ること。

② 掲載後のフォローアップ

- ・記事掲載後、掲載状況、媒体接触者数（UU数及びPV数）、クリック数、滞在時間等の把握、分析を行うこと。
- ・「9 本事業の期待する効果」にて設定した目標の管理を行うこと。設定した目標との比較や、過去の類似事例との参考比較も提示しながら、評価を行うこと。

5 事業の進め方

本事業の実施については、北陸3県（富山県、石川県、福井県）が連携して実施するものである。

受託者は、事業の実施にあたって、富山県及び連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

6 事業報告書の提出

事業が完了したときは、下記事項についての事業報告書（A4判。電子データ可。）を作成し、「8 履行期限」までに、富山県及び連携先に提出すること。

(報告事項)

- ・事業名および事業概要
- ・掲載する媒体のプロフィール（UU数・PV数、ターゲット層含む）
- ・記事の内容（日本語翻訳含む）・媒体接触者数（UU数及びPV数）、クリック数および滞在期間
- ・記事から各団体等のHPへリンクがある場合、そのクリック数及び比較分析
- ・事業実施に伴う効果及び課題の分析
- ・その他北陸3県が指示したもの

7 事業費の分担方法

事業に要する費用については、富山県、石川県、福井県で分担することとする。

8 履行期限

令和8年3月19日（木）

9 本事業の期待する効果

掲載媒体決定後、目標値として、媒体接触者数（PV 数及び UU 数）、リーチ数等、クリック数の数値を設定する。

10 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県、石川県及び福井県に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県及び連携先と協議の上、その指示に従って進めること。
- （7）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。